

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



57歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

## 生前贈与における「暦年課税」の注意点

### 多数派は暦年課税

こんにちは、高橋学です。今回は「暦年課税」と「相続時精算課税」の利用状況と、前者の注意点をご紹介します。

将来の相続税軽減に向けた生前贈与に関心をお持ちの方でしたら、贈与税の課税法には「暦年課税（1年ごとの納税で、年110万円の非課税枠がある課税法）」と「相続時精算課税（相続発生時に、相続財産と贈与財産をまとめて精算する課税法）」があり（図表1）、2024年のルール改正によって、後者の注目度がアップしているのをご存じの方も多いでしょう（相続時精算課税にも年110万円の非課税枠が新設されました）。しかし、2024年の利用者状況を見ると、暦年課税＝約40万人、相続時精算課税＝約8万人と、多数派は暦年課税（国税庁発表）。相続時精算課税の利用者も増えてはいるものの、暦年課税に使い勝手のよさを見出す方は多いようです。とはいえ、暦年課税の利用には注意点もあります。気を付けたいポイントを見ていきましょう。

### 「加算期間の延長」に注意

まず押さえておきたいのが、2024年のもう1つの大きなルール改正である「生前贈与の加算期間の見直し」。贈与

者の相続が発生すると亡くなる前3年分の贈与が相続財産に加算されるのが従来のルールでしたが、この加算期間が段階的に7年に拡大され、相続対策としての効果は小さくなります（図表2）。実際に延長が始まるのは2027年1月2日以降に発生する相続から。延長された4年間に贈与された分は総額100万円まで控除されますが、「間近に迫った変更」であることは覚えておきましょう。

注意点の2つ目は、「贈与の仕方」にも気を配る必要があること。例えばあなたが生前贈与のつもりで、ご子息に黙ってご子息名義で預金を行い、通帳を管理していたとしましょう。しかし、これは「名義預金」とみなされ、将来相続税の課税対象となる可能性があります。あるいは、「1,000万円を一括贈与すると、多額の贈与税がかかるため、100万円ずつ毎年贈与しよう」とお考えになる方もいらっしゃるかもしれませんが、この場合は「定期贈与」となり、実質的な一括贈与と判断される可能性があります。

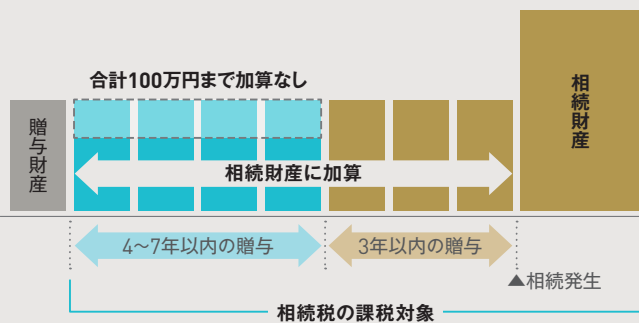
こうしたトラブルを防ぐには、①贈与は贈与者と受贈者の合意があって初めて成立することをしっかりと理解した上で、②「受贈者自身がもらった財産を管理する」こと、③「贈与者と受贈者が毎年契約書を交わす」など、正しい贈与が行われた証拠を残すことが大切です。

M

図表1 暦年課税と相続時精算課税の概要

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	誰でも可	60歳以上の父母 または祖父母
受贈者	誰でも可	18歳以上の直系卑属である 推定相続人または孫
非課税枠	年110万円（基礎控除）	年110万円（基礎控除） 累計2,500万円（特別控除）
税率	10～55%（累進課税）	一律20%
届け出	不要	必要 （受贈者が贈与者ごとに選択）
相続財産への加算	死亡前7年間の贈与は相続財産に加算（段階的に延長・図表2参照）	基礎控除を超えた分を相続財産に加算（基礎控除は加算なし）

図表2 暦年課税における相続財産への加算期間



- 2023年12月31日以前に贈与した財産は、今まで通り加算期間は3年
- 2027年1月2日以後に相続開始した場合、加算期間は順次延長
- 2031年1月1日以後に相続開始した場合、実質的に加算期間は7年

（出所）各種資料をもとに筆者作成